

平成 24 年 11 月 2 日

浄化槽工事業者 各 位

一般社団法人兵庫県水質保全センター

浄化槽工事完了後の浄化槽管理者等への引渡し立会いについて（ご依頼）

平素より適正な浄化槽工事にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは、「浄化槽保証制度に関する規約」に規定する当該浄化槽の工事を請け負った工事業者の方が、工事完了後の使用開始前に浄化槽管理者（ハウスマーメーカー含む）への引渡しを円滑に行うため、別添の運営要領を策定しました。

つきましては、工事業者の方は、保守点検業者、清掃業者と引渡し日調整を行ったうえで日時が決まり次第「浄化槽設置工事完了引渡確認書」（様式第 6 号）の「工事完了引渡確認日」に必ずご記入のうえ、事前に FAX 等でセンターまでご連絡をお願いします。

なお、「工事完了引渡確認日」にセンターが立会できない場合には、「浄化槽設置工事完了届」（様式第 7 号）をもって、センターから FAX 等で連絡しますので、工事業者の方は引渡し完了後に FAX 等でご回報をお願い致します。

※「浄化槽設置工事完了引渡確認書」（様式第 6 号）は、センターに電話等で中間立会検査を申し込まれた工事業者の方にセンターから当該工事業者の方に FAX しますので、引渡し日程が決定しましたら、お渡ししました確認書の下段の欄に引渡し日時と場所を記載のうえ、センターまで **FAX（078-306-6038）** でご送信下さい。

（ 別 紙 ）

- 「浄化槽設置工事完了引渡確認書」（様式第 6 号）
- 「浄化槽設置工事完了届」（様式第 7 号）

浄化槽工事業者から浄化槽管理者等への引渡に関する運営要領

平成 24 年 11 月 2 日承認

(目的)

第 1 条 この要領は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）の浄化槽保証制度に関する規約（以下「規約」という。）第 7 条第 4 項並びに規約実施要綱第 22 条に規定する、浄化槽の工事を請け負った工事業者（以下「工事業者」という。）が工事完了引渡日、若しくは、浄化槽の使用開始前の初回の保守点検実施日に浄化槽管理者（以下「管理者」という。）への現場説明に関する関係者の責務について定める。

(立会日の調整等)

第 2 条 工事業者は、浄化槽工事が完了した場合、管理者に確認したうえで浄化槽維持管理等委託契約を交わしている保守点検業者及び清掃業者と立会日の調整を行うこと。なお、センターには立会日が決まり次第、規約実施要綱に規定する浄化槽設置工事完了引渡確認書（様式第 6 号）を提出すること。

(工事業者の責務)

第 3 条 工事業者は、管理者等の紹介をしたうえで、浄化槽の処理方式、処理対象人員及び実使用人員の説明の後で浄化槽と台所等の配管の接続の確認を行うこと。

2 管理者が確定していない場合は、ハウスメーカー等に対して「重要事項説明書」に記載する内容の説明を行うこと。

3 センターが引渡日に立会できない場合は、センターの役割を代行すること。

この場合、センターには、規約実施要綱に規定する浄化槽設置工事完了届（様式第 7 号）を提出すること。

(センターの責務)

第 4 条 センターは、浄化槽維持管理等委託契約書の確認を行い、維持管理業者との委託契約が交わされていない場合、浄化槽法第 7 条検査及び第 11 条検査において、管轄する行政から管理者への指導を要請すること。また、管理者及び維持管理業者等に浄化槽法第 7 条用「浄化槽を使用される方へお願い」及び第 11 条用「浄化槽の管理はしっかりと」のパンフを配布し、浄化槽使用の留意点と次に掲げる事項について説明並びにチェックシート（別紙）により確認を行うこと。

(1) 法定検査の必要性及び検査項目（外観検査、水質検査、書類検査）並びに判定所見について説明すること。判定所見が「不適正」の場合は、了解頂ければ契約されている業者にセンターから連絡する旨の説明も行うこと。

(2) 使用開始日を確認し、7 条検査予定月(使用開始から 3 箇月から 8 箇月の間)を具体的に何年の何月頃から何月頃の間伺いますと伝えること。また、検査料金についても説明すること。

(3) 11条検査の説明では、7条検査から概ね1年後に毎年度、1回の受検（検査料金も含め）が必要である旨を説明すること。

(4) 浄化槽保証制度の説明については、引渡に立会しているセンター会員業者の負担により実施している以下の事業で、浄化槽を使用される方に安全で安心して使える浄化槽を提供するための制度である旨を説明し、センターの非会員には適用されていないことも併せて説明しておくこと。

① 中間立会検査制度については、適正な浄化槽設置工事を確保するためのものであること。

② 工事保証制度については、保証期間内に浄化槽に漏水等が判明した際に原因者が特定できない場合や、原因者が倒産する等原因者による措置が困難な場合には保証が適用されますので、連絡して頂くこと。なお、震災により浄化槽が被災した場合は、制度が適用されないこと。保証期間は、10人槽以下が5年、11人槽以上から50人槽が3年と期間が異なることに留意すること。

③ 水質保証制度については、7条検査実施後、概ね6箇月後に保証採水を行うこと。なお、保証採水の料金は、当該浄化槽の契約されている保守点検業者並びに清掃業者の方の負担によるものであり、管理者に負担して頂く必要がない旨も併せて説明すること。

2 センターは、引渡日に立会できない場合には、その旨 FAX 等により当該工事業者に通知するものとする。

（保守点検業者の責務）

第5条 浄化槽法で定められた保守点検回数（規則で定める回数）を説明すること。また、保守点検記録票の内容と3年間の記録の保管義務についても併せて説明すること。

（清掃業者の責務）

第6条 浄化槽法で定められた清掃回数（毎年1回、その他規則で定める回数）を説明すること。また、清掃記録票の内容と3年間の記録の保管義務についても併せて説明すること。

（要領の改正）

第7条 この要領の改正は、正副常務会の承認を得なければならない。

附 則

この要領は、平成24年11月2日から施行する。

(様式第7号)

平成 年 月 日

浄化槽設置工事完了届

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 殿

届出者（法人にあつては、名称及び代表者名）

住所 _____

名称 _____

氏名(代表者名) _____ (印)

電話 _____ () _____

浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第22条第3項の規定に基づき届出します。

設置場所					
工事完了年月日	平成 年 月 日				
用途別区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 一般事務所 <input type="checkbox"/> 店舗（種別： _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）				
浄化槽使用者	住所 氏名		使用者人数 _____ 人		
浄化槽管理者	住所 氏名				
※1) 使用開始年月日	平成 年 月 日				
浄化槽の種別	合併 _____ 方式 _____ 人槽 _____				
製造業者	住所				
	社名			届出番号	
保守点検業者	住所				
	社名			登録番号	
清掃業者	住所				
	社名			許可番号	
工事業業者	住所				
	社名			届出(登録)番号	
浄化槽設備士	住所				
	氏名			免許番号	
※2) 審査	局長	部長	課長	立会者	立会日及び場所
					年月日 平成 年 月 日
					場所 _____
※2)備考					

※1：建売物件等で1年以上入居者が決定しない場合には、「使用開始年月日」に代えて「工事完了引渡予定日」を記載する。

※2：審査欄及び備考欄はセンター記入欄

注：一般社団法人兵庫県水質保全センターは、個人情報保護法に基づき浄化槽設置工事完了届に関して事業目的以外に使用しないことを確約します。